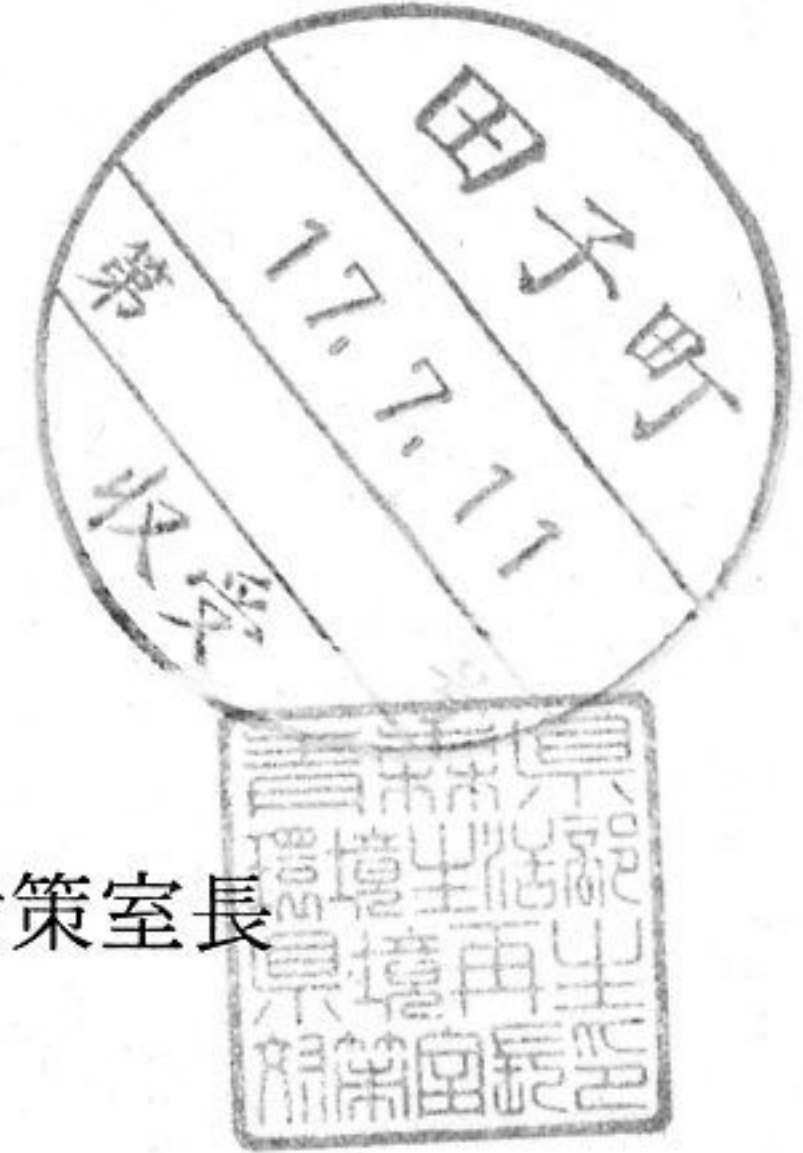


呈 覽 指 示	町	長助	役	長補	佐班	長	係
	田子	中津	山本				吉郡

青 県 境 第 8 2 号  
平 成 1 7 年 7 月 7 日

田子町長職務代理者殿



青森県環境生活部県境再生対策室長

青森・岩手県境不法投棄事案に係る青森県の原状回復対策  
における対応等についてのお尋ねしたい事項について

平成17年6月17日付け田収発第1364号によりいただきました事項に  
対して別紙のとおり回答します。

青森・岩手県境不法投棄事案に係る青森県の原状回復対策における  
対応等についてのお尋ねしたい事項について

1 青森県の現時点での具体的対応状況等についてお尋ねしたい事項

(1) 廃棄物等の撤去計画における撤去対象廃棄物等の数量について

これまでの青森県の地元説明会や産廃特措法に基づく支障の除去等事業の実施計画から、撤去の対象とする廃棄物等は、不法投棄された廃棄物67.1万 $\text{m}^3$ と推計できていない汚染土壌と理解しておりますが、この撤去対象廃棄物等は立方メートル表記となっており、実際に撤去・処分された廃棄物量はトン表示となっております。

合同検討委員会技術部会資料(※1)や岩手県の今年度の掘削撤去実態(※2)から、青森県側の廃棄物等もほぼ同様な廃棄物等であることから、廃棄物等の比重が1.0を超えるのは明らかと考えます。

これらのことから、推定できていない汚染土壌を合わせると、当初計画段階の撤去予定量を数十パーセント超え、場合によっては100万 $\text{m}^3$ にも及ぶことも予想されます。この点について、青森県としてはこれらに対してどのようなご見解をお持ちかお尋ねするとともに、これまで撤去された廃棄物の比重調査を行った経緯があれば、その調査結果をお知らせください。

※1 平成15年1月14日開催第3回技術部会資料5

廃棄物等比重試験結果 1.066~1.419トン/ $\text{m}^3$ (一般の土質の約80%)

※2 平成17年6月11日岩手県開催第12回原状回復対策協議会資料4

掘削数量2800.3 $\text{m}^3$ 、重量3632.22トンより

比重は1.297トン/ $\text{m}^3$

答 県境不法投棄産業廃棄物の量につきましては、ご承知のとおり国の同意を得た青森・岩手県境不法投棄事案に係る特定支障除去等事業実施計画の中に記載されておりますとおり、各種調査・分析結果から平均断面法により算出した結果、合計671,383立方メートルとなっております。

現在、不法投棄現場には運搬車輛の重量を計測するトラックスケールが設置されていないため、不法投棄現場から搬出する際には、廃棄物の体積で数量管理を行っております。また、搬出時に収集運搬車輛に対し交付するマニフェスト(産業廃棄物管理票)にも、廃棄物の体積を記入しています。

算出された不法投棄産業廃棄物の量も、不法投棄現場から搬出する廃棄物の量も、双方ともその体積により管理していますので、撤去にはなんら支障はないものです。

なお、青森県では平成16年10月に一次撤去エリア内の2か所において廃棄物の比重を調査していますが、それぞれ0.91と1.1という結果となっております。

(2) 廃棄物等の撤去・処理進捗状況について

これまで当町においては、住民説明会や田子町議会においても具体的計画の明示を求めておりますが、明確なお答えを頂いておりません。つきましては、現在青森県（廃棄物等担当部局も含む）において要請・交渉や事前協議等を行っている状況について、下記①～③に例示しますので、具体的に対応している事業者ごとにお知らせください。（中略）なお、これまでもことあるごとに相手先があるのではという理由から明言を避けてきた青森県の経緯がありますが、公的事務を執行する中における秘守の必要性その他の事由があるのか、その場合は明言できない理由をお聞かせください。

答 これまでも機会あるごとにご説明してきたとおり、相手先があることであり、これまでに対外的にご説明してきた以上の詳細な内容についてはご回答できないことをご理解ください。